21	(1)　兵庫県豊岡市金剛寺 (447.00)		北緯35度34分57秒東経134度50分43秒の地点と北緯35度27分02秒東経134度47分59秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度27分00秒東経134度47分59秒の地点と北緯35度23分27秒東経134度46分46秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
	(2)　兵庫県養父市藪崎 (328.00)		
22	(1)　兵庫県養父市八鹿町八鹿 440 (66.50)		北緯35度24分29秒東経134度46分35秒の地点と北緯35度23分29秒東経134度46分44秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
	(2)　兵庫県養父市藪崎 (328.00)		
23	(1)　大阪府高槻市大字萩谷８― 1 (241.00)		北緯34度52分52秒東経135度34分30秒の地点と北緯34度53分02秒東経135度30分20秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
	(2)　大阪府茨木市泉原348―1 (624.00)		
24	(1)　大阪府高槻市大字萩谷８― 1 (236.20)		北緯34度52分50秒東経135度34分21秒の地点と北緯34度52分07秒東経135度30分30秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
	(2)　大阪府箕面市大字粟生間谷 2897―5 (410.00)		
25	(1)　岡山県倉敷市福江字瀬戸谷 696―3 (269.20)		北緯34度30分31秒東経133度47分19秒の地点と北緯34度29分58秒東経133度47分24秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度29分47秒東経133度47分26秒の地点と北緯34度27分01秒東経133度47分52秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
	(2)　岡山県倉敷市児島赤崎 1581―11 (150.60)		
26	(1)　岡山県倉敷市児島通生字仲 谷1600―1 (82.10)		北緯34度27分22秒東経133度47分14秒の地点と北緯34度27分02秒東経133度47分47秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
	(2)　岡山県倉敷市児島赤崎 1581―11 (150.60)		
27	(1)　愛媛県西条市飯岡2810番地 (42.50)		北緯33度54分47秒東経133度13分21秒の地点と北緯33度56分06秒東経133度11分17秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
	(2)　広島県呉市安浦町大字中畑 (830.00)		

○総務省告示第二百二十二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第四項及び電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第二項及び第三項の規定に基づき、昭和四十一年郵政省告示第六百九十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）等の一部を次のように改正する。

なお、昭和四十六年郵政省告示第三百四十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）は、廃止する。

平成二十五年五月十六日

総務大臣　新藤　義孝

一　昭和四十一年郵政省告示第六百九十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二の項を次のように改める。

二	削除

第二項の表三の項中「同右」を「放送業務用」に改め、同表一一の項中「同右」を「電気供給業務用」に改める。

二　昭和四十三年郵政省告示第二十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表三の項を次のように改める。

三	削除

三　昭和五十三年郵政省告示第六百十号（電波法による伝搬障害防止区域を指定する等の件）の一部を次のように改正する。

第二項の表三の項を次のように改める。

三	削除

四　昭和五十五年郵政省告示第三百七十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する等の件）の一部を次のように改正する。

第二項の表七の項を次のように改める。

七	削除

五　昭和五十八年郵政省告示第二百九十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表九の項を次のように改める。

九	削除

第二項の表一〇の項中「同右」を「放送業務用」に改める。

六　昭和六十年郵政省告示第二百十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表八の項及び九の項を次のように改める。

八	削除
九	削除

七　昭和六十二年郵政省告示第九百二十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表四の項を次のように改める。

四	削除

八　昭和六十三年郵政省告示第二百四十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一の項中「治安維持用」を「人命・財産の保護用」に改め、同表二の項を次のように改める。

二	削除

九　昭和六十三年郵政省告示第六百四十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表八の項及び九の項を次のように改める。

八	削除
九	削除

第二項の表一〇の項中「同右」を「電気供給業務用」に改める。